

群馬大学共同教育学部リカレント教育センター規程

令和8.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学共同教育学部リカレント教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、理論的、実践的な研究を踏まえたリカレント教育プログラムを開発・展開することを通して、群馬県内外の教育現場等におけるリカレント教育を推進し、教育界を始めとした地域の実践者の専門性・資質向上に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教員等のスキルアップに関すること。
- (2) 免許・資格取得に関すること。
- (3) 手話言語教育に関すること。
- (4) 群馬県教育委員会、各県・市町村の教育機関及び公立・私立学校との教育研究連携の推進に関すること。
- (5) 第1号から第4号に関する情報収集及び研究成果の普及
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(部 門)

第4条 センターに、次の部門を置く。

スキルアップ部門

免許・資格部門

手話言語教育部門

(職 員)

第5条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) その他必要な教職員

(センター長等)

第6条 センター長は、共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議から推薦のあった者を、教授会の議を経て、学部長が指名する。

- 2 センター長は、センターを代表し、センターに関する事項を掌理する。
- 3 副センター長及び部門長は、センター長が指名する教職員をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長の業務を補佐する。
- 5 部門長は、担当部門の業務を総括する。

(運営会議)

第7条 センターの業務の円滑な運営を図るため、センターに群馬大学共同教育学部リカレント教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関する事項は、別に定める。

（事務）

第8条 センターの事務は、共同教育学部事務部において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。